

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携 製品の設計段階から、取引先と利用可能な技術資源の情報を共有し、効率的な製品開発を行う、
 - b. 製品の評価を手作業による計測から、デジタル化した計測結果を取引先と共有し、解析ソフトも提供することで、効率的な開発や製品品質の確認を行う。
 - c. 専門人材マッチング：当社の不得手なマーケティングについて外部機関の助言を仰ぐ。
 - d. グリーン化の取組：使用する資材等について、使用材料、製造方法でのグリーン化の取組について調査を行い、材料選定の際の判断基準とする。
 - e. 健康経営に関する取組：既存製品についての継続的な改善の取り組みと、時代の要請に基づいた新製品のタイムリーな開発に取り組む。
- 既存製品の販売促進を計る。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、原材料費の上昇や労務費上昇、その他の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

下請け代金の支払いについては、製品については原則現金で支払いとします。（月末で翌月）金型等の発注において取引先からの要請がある場合、一部費用の前払いに応じる。

令和 5 年 9 月 27 日

日本アイエフ株式会社

企 業 名

代表取締役 丸山 雅美

役職・氏名（代表権を有する者）